

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年5月23日

東浦町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				大字緒川字広狭間、高根、小川一区、小川二区、大門一区、大門二区、大藪一区、町田、鶴根、南赤坂一区、南赤坂二区、明治、門前 大字石浜字町田	なし	令和4年度～令和8年度	第5地域保全隊
○				大字緒川字東新町 大字石浜字川尻、大曲輪、旭、石入、中成実、南成実、北成実、天王、浜新田	なし	令和4年度～令和8年度	第2地域保全隊
○				大字緒川字昭和一区、昭和二区	なし	平成30年度～令和4年度	昭和地区保全隊
○				大字生路字生栄一区、生栄二区、生栄三区、生栄四区、生栄五区 大字藤江字稲栄一区、稲栄二区、稲栄三区	なし	平成30年度～令和4年度	第3地域保全隊
		○		東浦町促進計画図の網掛け部分を除く	なし	令和元年度～令和4年度	知多半島環境保全型農業推進協議会
						～	
						～	